

＜館山市総合計画審議会 会長・副会長の選任について＞

会長・副会長の選任については、「館山市附属機関設置条例」第4条第1項の規定により、委員の皆様の互選によって決めることとされていますが、書面開催により、互選の実施が難しい状況であります。

先日、市長を含めた会議（企画審議委員会）にて、引き続き、会長を館山商工会議所の石渡和男委員に、副会長を館山市金融団の小高栄二委員にお願いしたいとの話になり、両委員へご相談させていただき内諾をいただいております。

【事務局案】

会 長	館山商工会議所推薦 石渡和男委員
副会長	館山市金融団（二十日会）推薦 小高栄二委員

つきましては、事務局案のとおり、石渡和男委員に会長を、小高栄二委員に副会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

【別紙様式 1】委員意見提出書の「(1) 会長・副会長の選任について」にて、ご回答くださいますようお願いいたします。